

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

	被接種者の居住地	請求方法	備考
1	北九州市	<p>①北九州市内の医療機関が実施した広域化の接種については、北九州市医師会経由で各市町村へ請求。 ②北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求。</p>	<p>請求は、毎月締めの日翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 ※報告書兼請求書における3月実施分の請求日は、【3月31日】とすること(休診日の場合は、前営業日可)。</p>
2～6	中間市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町	<p>・遠賀中間医師会加入医療機関での接種は、遠賀中間医師会を通じて請求。遠賀中間医師会接種分には事務費として、別途1件あたり54円に実施日時点の消費税及び地方消費税を加えて支払う。 ・遠賀中間医師会加入医療機関以外での接種は各市町に直接請求。請求は毎月締めの日翌月10日までに、直接各市町への請求。</p>	<p>1. 中間市、遠賀郡(芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)は同一単価 2. 定期接種予防接種の不可問診の請求について ①予診の段階で予防接種ガイドラインに照らし合わせ、発熱等のため接種不可と判断した場合は請求できないものとする。 ②同時接種の場合、1日につき1件の請求とする。 ③同時接種で1件接種可、1件接種不可と判断した場合、接種可のみ請求でき、接種不可は請求できないものとする。 3. 高齢者予防接種について ・生活保護受給者及び非課税世帯の者は、次のいずれかにより自己負担金を減免。 ①医療機関において、「生活保護証明書類」、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、「介護保険負担限度額認定証」、「介護保険特定負担限度額認定証」、「当該年度介護保険料額決定通知書(所得段階 1・2・3)」、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく本人確認証のいずれかを認める。(予診票に確認書類の記載をお願いします) ②事前に市町から「無料」と明記した予診票の交付を受け接種の際に提示する。 ・入所施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等にて、定期的に健康管理を行う医師が接種する場合。 ・予診のみの者:施設実施分については「予診のみ(不可問診)」の支払いは認めません。 ・予診票の代筆は家族、親族が記入。できない場合は医師、看護師以外の職員。 ・60歳～65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級に相当)に接種する場合は、同障害が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付してください。</p>
7	行橋市	市へ直接請求	<p>・請求は、実施した月の翌月10日までに予診票とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・高齢者用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種について、生活保護受給者は生活保護受給証明書を予診票に添付のうえ請求すること。 ・60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しまたは医師意見書を予診票に添付のうえ請求すること。</p>
8	苅田町	町へ直接請求	<p>・請求は、実施した月の翌月10日までに予診票とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・高齢者用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種について、生活保護受給者は、受給者証番号を予診票の右上に記入して下さい。60歳から65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写しまたは医師意見書を予診票に添付のうえ、請求すること。</p>
9	みやこ町	町へ直接請求	
10	豊前市	市へ直接請求	<p>請求翌月10日までに予診票を添付して請求してください。</p>
11	築上町	町へ直接請求	<p>・予防接種を実施した月の翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し、請求をしてください。 ・高齢者予防接種について、生活保護世帯は「診療依頼書」の提示にて、自己負担はなしとする。その際には、予診票にケース番号を記載してください。 ・同時接種の不可問診(予診のみ)請求件数は、1件とする。</p>

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

12	吉富町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日まで。 生活保護世帯の方は、予診票(余白)にケース番号記入すること。
13	上毛町	町へ直接請求	接種翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付して請求。
14	福岡市	市へ直接請求	・子どもの予防接種、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、高齢者新型コロナウイルス感染症の予防接種の請求は、それぞれ別途請求書を作成し、予診票(原本)を添付して直接福岡市健康危機管理課へ提出。 <請求期限> ①子どもの予防接種:3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ②高齢者肺炎球菌予防接種:3ヶ月毎に最終月の翌月(7・10・1・4月)10日までに請求 ③高齢者インフルエンザ:実施月の翌月10日まで ④高齢者新型コロナウイルス感染症:実施月の翌月10日まで ※自己負担免除者は免除確認証明書類を添付。60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しを添付。 ※報告書兼請求書における1月～3月実施分の請求日は、【3月31日】とすること(休診日の場合は、前営業日で可) ※同日における同時接種の不可問診(予診のみ)は1件の請求とする <請求書送付先> 福岡市 健康危機管理課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
15	春日市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日までに請求すること。 A類(子ども)とB類(成人)については、請求書を分け、以下へ請求する。 A類:子育て支援課 B類:健康課
16	大野城市	市へ直接請求	請求は、大野城市民分の予診票(ワクチンシール貼付)と請求書を予防接種業務を実施した月の翌月10日までに送付。 ※A類とB類では請求先が異なります。 A類:こども家庭センター B類:健康課
17	筑紫野市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの日翌月10日までに提出。 同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は一件まで。 A類はこども家庭課、B類は健康推進課へ請求。
18	太宰府市	市へ直接請求	A類:子育て支援課(太宰府市五条3丁目7番1号)に請求 B類:元気づくり課(太宰府市五条3丁目1番1号)に請求
19	那珂川市	市へ直接請求	実施月の翌月10日までに予診票原本(ワクチンシール貼付)を下記担当課へ送付。 A類:こども応援課 B類:健康課(保健センター)

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

20	糸島市	市へ直接請求	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報告書兼請求書の提出期限は翌月20日まで。 2. 報告書兼請求書におけるスタンプ印は不可。 3. A類とB類で請求先が異なる。A類: 子育て支援課 B類: 健康づくり課
21	宇美町	町へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・請求は、毎月締め翌月10日まで。(遅れて請求の際は、実施月ごとに請求。) ・請求書の様式は糟屋地区様式あり。
22	篠栗町	町へ直接請求	<p>請求は、毎月締めの翌月10日まで。</p> <p>代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。</p> <p>減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。</p>
23	志免町	町へ直接請求	<p>請求は、毎月締めの翌月10日まで。</p> <p>代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。</p> <p>減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。</p>
24	須恵町	町へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票の原本を添付して請求。 ・請求先は、A類→子ども家庭課、B類→健康増進課 ・生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付者は受給者であることが分かる診療依頼書等確認書類の添付。
24	新宮町	町へ直接請求	<p>請求は、毎月締めの翌月10日まで。</p> <p>請求書には、予診票を必ず添付してください。</p> <p>免除対象者の生活保護世帯は、福祉事務所発行の診療依頼書等の確認書類の写しを添付すること。</p> <p>《請求書送付先》</p> <p>A類⇒ シーオーレ新宮 子育て支援課 〒811-0124 新宮町新宮東2丁目5番1号</p> <p>B類⇒ 新宮町福祉センター 健康福祉課健康づくり担当 〒811-0119 新宮町緑ヶ浜4丁目3番1号</p>
26	古賀市	市へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・請求は、毎月締めの翌月10日まで。 ・請求書は「糟屋地区様式」を使用。 ・法人は請求書に代表者印に加え、法人印も押印すること。 ・請求先 A類…子ども家庭センター B類…健康介護課
27	久山町	町へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 ・減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。 ・月遅れで請求する場合は、実施月ごとに請求書を分けること。 ・請求書は福岡県医師会HP掲載の「粕屋地区様式」を使用。
28	粕屋町	町へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・請求は毎月締めの翌月10日まで。 ・A類とB類は分け、実施月毎の請求。 ・請求書は福岡県医師会HP掲載の「粕屋地区様式」を使用。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

29	宗像市	市へ直接請求	<p>請求は、毎月締め翌月10日まで ※月遅れで請求する場合、実施月ごとに分けて請求。 ※同時接種において不可問診(予診のみ)が発生した場合、使用した予診票は必ず添付し、請求件数は1件とする。 ※宗像市においては、宗像市子ども家庭センターへA類、宗像市健康課へB類と分けて請求。 ※自己負担金免除の証明書は、必ず接種時に必要。後日の返金には応じない。</p>
30	福津市	市へ直接請求	<p>請求は、毎月締め翌月10日まで。A類とB類を分けて請求。 請求先:A類・子育て世代包括支援課、B類・いきいき健康課 ※月遅れで請求する場合、実施月ごとに分けて請求。 ※不可問診(予診のみ)については、全ての予診票を添付し、請求件数は1件とする。</p>
31	直方市	市へ直接請求	<p>請求は、毎月締め翌月10日までとする。</p>
32	小竹町	町へ直接請求	<p>請求は、毎月締め翌月10日までに予診票の原本を添付のうえ請求。生活保護者分の請求は必ず生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付して請求すること。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。医療従事者の代筆は認められない。</p>
33	鞍手町	町へ直接請求	<p>予防接種を実施した月の翌月10日までに、報告書兼請求書に予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。代筆者は医療従事者以外が望ましい。</p>
34	宮若市	市へ直接請求	<p>請求書は、毎月締め翌月10日までに予診票を添付して請求。 高齢者の自己負担なしの場合、または60歳以上65歳未満の場合は、証明書等の添付が必要です。</p>
35	田川市	市へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・請求は、毎月締め翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し、請求 ・同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 ・A類とB類を分けて請求 ・B類疾病において、生活保護世帯に属する者及び中国残留邦人等支援給付の受給者(自己負担金免除者)は、請求時に各々の受給証明書を添付
36	香春町	町へ直接請求	<p>予防接種実施後、接種日の月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病にわけて報告書兼請求書に予診票を添付し、市町村に提出するものとする。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。</p>
37	添田町	町へ直接請求	<p>請求は、実施した月の翌月10日までに予診票の原本とその他必要書類を添付のうえ請求。 生活保護世帯者分の請求は、必ず生活保護受給証明書を予診票に添付して請求。</p>

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

38	糸田町	町へ直接請求	予防接種実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病に分けて報告書兼請求書(別記様式)に予診票を添付し、糸田町に提出すること。
39	川崎町	町へ直接請求	予防接種実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病に分けて報告書兼請求書に予診票を添付し、各市町村に提出するものとする。
40	福智町	町へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで。
41	大任町	町へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を実施後、予防接種を実施した月の翌月10日までに、A類疾病とB類疾病に分けて報告書兼請求書に予診票を添付し、町に提出するものとする。 ・同時接種時に接種不可となった場合は1件分のみ請求
42	赤村	村へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・A類とB類は別々に請求してください。 ・請求は、毎月締め翌月10日までとする。 ・代表者については、肩書(理事長・委員長等)を付けて請求する。
43	飯塚市	市へ直接請求	<p>翌月10日までに市へ直接請求。</p> <p>4. 5月接種と6月以降の接種料金が異なりますのでご注意ください。</p>
44	桂川町	町へ直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・A類とB類を分けて請求。B型肝炎は使用した規格のワクチン量により委託料が異なるため注意してください。 ・請求は、毎月締め翌日10日まで。
45	嘉麻市	市へ直接請求	<p>請求は、毎月締め翌月10日まで。</p> <p>減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。</p>
46	久留米市	その他	<ul style="list-style-type: none"> ①久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 ②久留米市内以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、請求する医療機関が所属する医師会もしくは直接久留米市へ請求。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

47	大牟田市	市へ直接請求	<p>請求は、毎月締め翌月の10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。</p> <p>高齢者インフルエンザワクチン接種にかかる減免対象者は生活保護世帯。 減免対象となる者の請求には生活保護受給者証を添付すること。 60歳～64歳で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級に相当)に接種する場合は、同障害が確認できる医師調査票もしくは身体障害者手帳のコピーを予診票に添付すること。</p>
48	八女市	市へ直接請求	<p>請求は、毎月締め翌月の10日まで。 自己負担免除者については、各減免確認書類等の写しを添付すること。</p>
49	筑後市	市へ直接請求	<p>・請求は、毎月締め翌月の10日(該当日が土曜日・日曜日・祝休日にあたる場合はその翌平日)まで ・代表者について、肩書(理事長・院長等)を付して請求する ・請求印については押印不要 ・同時接種についての、予診のみの請求は1件までとする ・長期療養者のための定期接種を実施した場合、依頼書の写しを予診票に添付する ・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける自己負担金免除者は、次の①～④いずれかで確認してください。 ①高齢者予防接種費用免除対象者証明書(事前申請により筑後市健康づくり課で発行) ②介護保険負担限度額認定証 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ④当該年度の「介護保険料納入通知書」もしくは「介護保険料納入通知書兼納付書」 (どちらも所得段階1～3段階のものに限る) ①で確認した場合は本証明書、②③④で確認した場合は確認書類の写しを予診票に添付してください。 ・高齢者用肺炎球菌対象者へ接種券を兼ねたハガキを個別送付します。ハガキを所持した者のみ接種可能。 請求の際、ハガキを予診票に添付してください。 ※予診のみの場合は、ハガキの添付は不要。 ・高齢者用肺炎球菌と高齢者インフルエンザにおける60～64歳の対象者については、対象となる障害が分かる書類 (障害者手帳の写し等)を予診票に添付してください。</p>
50	広川町	町へ直接請求	<p>請求は、毎月締め翌月の10日まで A類とB類を分けて請求 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求</p>
51	朝倉市	市へ直接請求	<p>・実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月の10日までに請求。 ・医療法人の場合は、請求書に法人印・法人代表者印を押印し、代表者の肩書を代表者の前に併記すること。</p>
52	筑前町	町へ直接請求	<p>○定期予防接種 ・実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月の10日までに請求。 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置の場合も同様の金額が適用されます。 ○高齢者用肺炎球菌ワクチン ・請求書には、自己負担額(3,000円)を引いた金額(5,365円)を記載して請求。 ・60～65歳未満の対象者については、「身体障害者手帳の写し」または「医師の診断書」等を請求の際に予診票に添付すること。 ・生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」または「診療依頼書の写し」の提示により自己負担額免除。請求の際に予診票に添付すること。</p>
53	東峰村	村へ直接請求	<p>自己負担免除については、生活保護受給者のみとする。生活保護受給者は、診療依頼書の写しを請求時に添付する。請求は、毎月締め翌月の10日までとする。</p>

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

54	小郡市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。
55	大刀洗町	町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。
56	大川市	市へ直接請求	請求については、医療機関の属する医師会を経由するかもしくは医療機関から直接本市へ請求すること 「予診のみ」の請求は、同日で同一者の場合は1件の請求とする。その場合の予診票の提出はいずれか1枚のみとする。 接種実施医療機関が法人である場合は、請求書に法人印及び代表者印を押印のうえ提出すること。 A類・B類それぞれ下記の請求先にご請求ください。 A類:子ども未来課おやこ保健係(モッカランド) 大川市大字上巻387番地 B類:健康課健康推進係 大川市大字酒見256番地1
57	大木町	医療機関の属する医師会を経由するかもしくは医療機関から直接本町へ請求すること。	請求は、毎月締めの翌月10日まで ※3月分の請求については、3月末日付けで報告書兼請求書(様式第2号)を提出すること。 ※同日、同一施設、同一者に対する予診票のみの請求は1件までとする。 A類とB類の請求書を分けること。 A類:子ども未来課子ども家庭センター B類:健康課
58	柳川市	市へ直接請求	予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票を添付し請求。 なお、同日、同一施設、同一者に対する「予診のみ」の請求は1件までとする。
59	みやま市	市へ直接請求	・同日、同一施設、同一者に対する「予診票のみ」の請求は1件までとする。予防接種を実施した月の翌月10日までに予診票を添付し請求する。 ・3月分の請求書については、3月末日付けで請求書を提出すること。
60	うきは市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。